

特集：いまや常識！ 健康経営の推進

第2章

東京都における「健康経営」の取組み ——健康経営アドバイザーが普及・推進 の力を握る



江崎 泰将

東京都中小企業診断士協会中央支部／健康ビジネス研究会理事

健康経営の取組みは、全国規模で広がっており、各都道府県でさまざまな活動が行われている。本章では、東京都における「健康経営」の取組みについて紹介する。かねてより健康経営の普及・推進に力を入れている東京商工会議所の取組み、職場における「健康づくり」を推進する東京都職域健康促進サポート事業、東京都の健康宣言事業である「健康企業宣言」、取組みを後押しする各種インセンティブについて紹介する。

1. 東京商工会議所の取組み

(1) 概要

東京商工会議所では、平成23年度から健康経営の調査・研究を開始しており、さまざまな政策活動を展開している（図表1）。平成27年度からは、経済産業省「健康寿命延伸産業創出推進事業」を受託し、

- ・中小企業における「健康経営」の普及・促進ならびにニーズ・課題調査の実施
 - ・健康経営アドバイザー制度の構築
 - ・健康経営の実践に関心のある企業のネットワーク（健康経営倶楽部）の構築
- など、さらなる活動の輪を広げてきている。

(2) 健康経営アドバイザー制度

ここでは特に、健康経営の普及推進に大きな役割を担う健康経営アドバイザー制度について紹介する（図表2）。

図表1 東京商工会議所の取組み

会員企業対抗「健康づくりチャレンジマッチ」 (平成23年4～7月、平成24年9～12月)
「従業員の健康づくりに関するアンケート」調査 (平成24年6月)
リーフレット「健康経営のすすめ」発行 (平成25年3月)
セミナー「企業の生産性を高める健康経営とメンタルヘルス」の開催 (平成25年7月)
提言「企業で働く人の健康増進を推進するための提言」を政府に提出 (平成25年10月)
東商健康経営研究会の開催 (平成26年11月～平成27年3月 全6回)
経済産業省「健康寿命延伸産業創出推進事業」受託 (平成27年度～平成29年度)
東京都「職場における感染症対策普及促進事業」 (平成27年度～)
要望書「健康立国を目指して」「世界一の健康都市・東京を目指して」 (平成28年7月)
東京都共催事業「オフィスdeエクササイズ」 (平成28年9月～平成29年3月)
東京都「職域健康促進サポート事業」 (平成29年度～)

出典：東京商工会議所「さあ、健康経営を始めよう！」
セミナー資料より抜粋

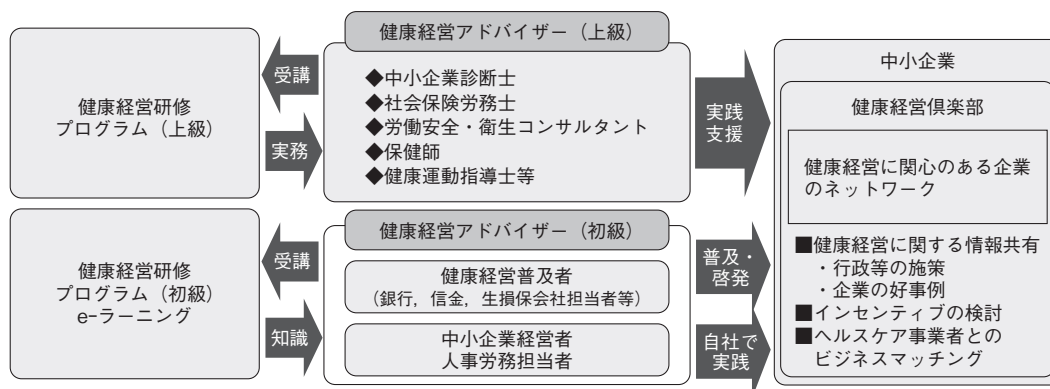
健康経営アドバイザー制度は、「企業経営」と「健康管理」の支援可能な専門家がチームを組んで、企業（経営者）に対して、

- ・健康経営の必要性などを伝え、実施へのきっかけを作る
- ・実践に必要な情報提供や具体的な取組みの実践支援を行う

制度である。

東京商工会議所では、健康経営の専門家である「健康経営アドバイザー」の認定を行っている。所定の研修を修了することで認定を

図表2 健康経営アドバイザー制度



出典：東京商工会議所「さあ、健康経営を始めよう！」セミナー資料より抜粋

受けることができる。

研修は、健康経営優良法人認定制度（第1章参照）のフレームワークに即した内容で、健康経営の知識を体系的に学べるものとなっている。また、具体的な取組み内容や他社事例なども学べる充実した研修となっている。現在、健康経営アドバイザー制度には、初級と上級があり、それぞれの制度の概要は次のとおりとなっている。

①初級

健康経営を知らない企業（経営者）に対して健康経営の必要性などを伝え、実施へのきっかけを作る支援者である。具体的には、健康経営の基本概念、社会的背景、実施することのメリット、一般的な取組み事例、公的施策などを理解し、企業（経営者）に説明できることが求められる。

受講対象者は、

- ・社内の実施担当者（経営者・社内の健康管理責任者・人事労務担当者など）
- ・普及者（金融機関・生命保険会社・保険者・ヘルスケア産業の法人営業担当者など）
- ・各専門家（中小企業診断士、社会保険労務士、保健師、労働安全・衛生コンサルタント、管理栄養士、健康運動指導士など）

としている。2017年度版からは、eラーニングで受講可能となっており、受講料金は5,400円（税込）となっている。

現段階では、毎年、内容の見直しを行い、最新情報や最新事例などを追加してリリースを行っている。2018年度版のリリースは7月頃を予定している。

②上級

健康経営に取り組もうとする企業に対して必要な情報提供や実践支援を行う専門家である。具体的には、初級の知識に加え、企業経営、関連法規、保健事業、先進事例の内容を熟知し、健康経営の実施に向けた具体的な助言ができることが求められる。初級の認定を受けた各専門家を受講対象者としている（注：現段階で想定している受講対象者である。今後の受講対象者の範囲については未定）。また、健康経営の実施支援を希望する企業に派遣されるのは「上級」認定者のみとなっている。

現在は、研修プログラムを整備中で、2018年度中にリリース予定となっている。

③健康経営アドバイザー派遣制度

次に、健康経営アドバイザー派遣制度（「上級」認定者のみ）について紹介する。利用対象企業は、東京都内に所在する中小企業者および小規模事業者である。無料で利用することができ、5回の派遣を予定している。

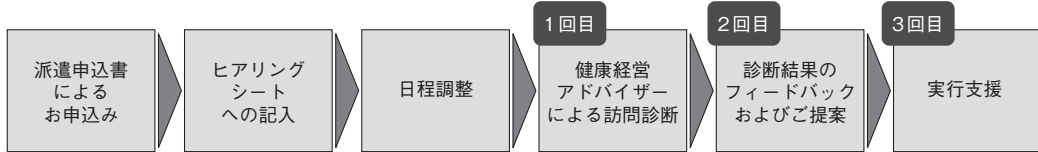
利用企業は、派遣申込後に事前に用意されたヒアリングシートに記入する。アドバイザーは、そのヒアリングシートをベースに1回

図表3 健康経営アドバイザー派遣制度の概要

■制度の概要

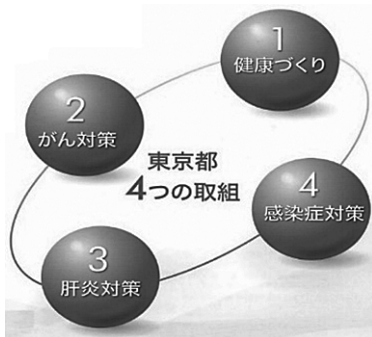
派遣専門家……健康経営アドバイザー（上級）
 利用料……………無料
 派遣回数……………5回（各2時間程度）
 利用対象者……東京都内に所在する中小企業者および小規模事業者
 派遣地域……………東京都内

■利用の流れ（申込み企業）



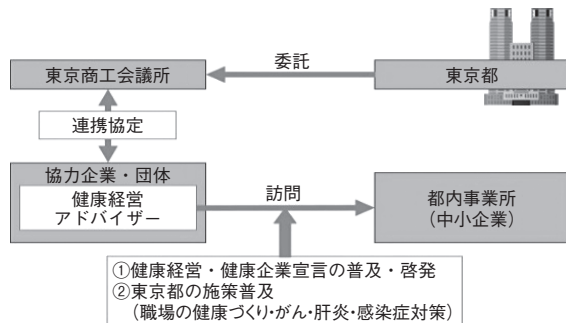
出典：東京商工会議所「健康経営アドバイザー派遣制度」パンフレットをもとに現状の制度に合わせて筆者作成

図表4 東京都の4つの取組み



出典：東京都職域健康促進サポート事業リーフレット

図表5 事業のスキーム



出典：東京商工会議所「東京都職域健康促進サポート事業」の概要説明資料（パワーポイントのスライド）より抜粋

目の訪問時に企業診断を行う。2回目で診断結果のフィードバック及び提案を行う。

その後、3～5回目の訪問で具体的な実施支援を各専門家と連携しながら行っていくスキームとなっている（図表3）。

2. 東京都職域健康促進サポート事業

本事業は、「健康経営アドバイザー」が東京都内の中小企業を訪問し、健康経営の考え方とともに、東京都が進める職場における4つの取組みに関する情報提供を行っている。この4つの取組みは、健康づくり、がん対策、肝炎対策、感染症対策となる（図表4）。

運営主体は東京都福祉保健局で、委託先は東京商工会議所である。東京商工会議所と連

携協定を締結した協力企業（団体）に所属する健康経営アドバイザーが都内事業所を訪問し、普及・推進・支援を行うスキームとなっている（図表5）。

また、具体的な実践支援を希望する企業に対して、本事業下で健康経営アドバイザー（上級）が派遣されるスキームとなっている。

3. 健康企業宣言

全国健康保険協会（略称・協会けんぽ）の各都道府県支部などでは、事業主が「従業員の健康づくりに取り組む宣言」をサポートする「健康宣言」事業を展開している。初めて健康経営に取り組む際には、各都道府県の協会けんぽなどと連携しながら、「健康宣言」

事業に参加して推進していくことが効果的である。また、各都道府県で「健康宣言」事業の名称や取組み内容、申込方法など若干の相違がある（詳細は、各都道府県支部に問い合わせまたはHPを参照）。

ここでは一例として、協会けんぽ東京支部と健康保険組合連合会東京連合会で実施している「健康企業宣言」について紹介する。

「健康企業宣言」を行うと、社内外に掲示するための「宣言の証」が発行される。宣言のステップは2段階あり、ステップ1は「健康経営を行うための職場の健康づくりの環境整備」、ステップ2は「健康経営を更に進め、安全衛生の推進」がテーマとなる。

宣言後は、協会けんぽのホームページで企業名が公表されるほか、取組み内容に応じて、さまざまなサポートが受けられる。また、「健康企業宣言」を行った企業が所定のチェ

ック項目について80点以上を達成すると「健康優良企業」として認定され、ステップ1では「銀の認定証」、ステップ2では「金の認定証」が発行される。認定事業所としても協会けんぽのホームページなどで紹介され、健康経営に取り組む企業としてPRにも活用できる（図表6）。

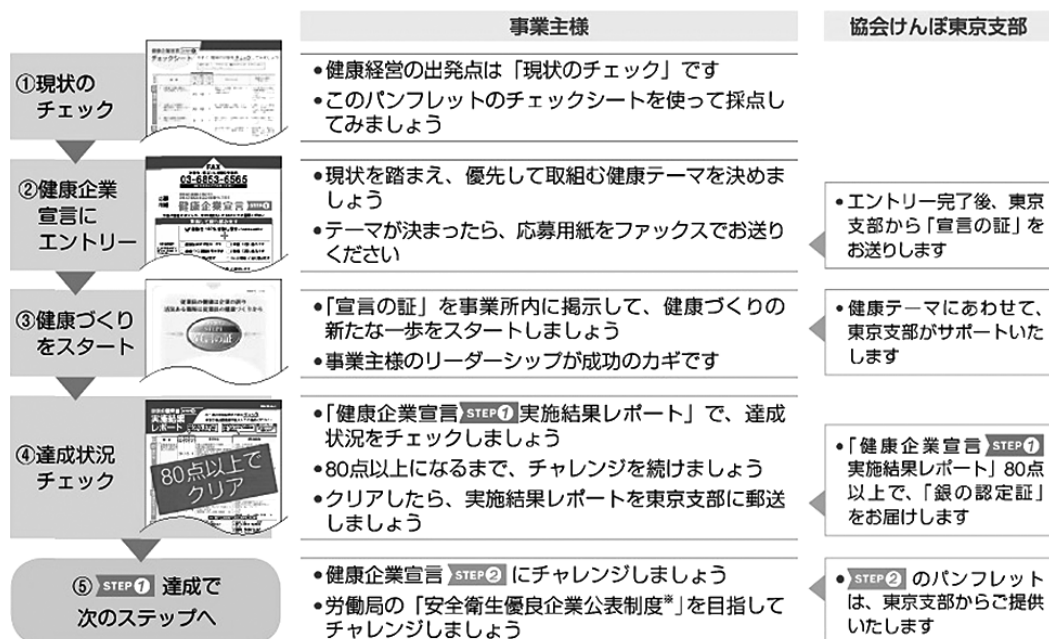
また参考までに、東京都では健康経営優良法人認定制度の申請に関して、健康企業宣言の「銀の認定証」取得が必須要件となっている。

4. 各種インセンティブ

健康経営の取組みを後押しするインセンティブも各都道府県でさまざまなものが存在する。ここでは、東京都の各種インセンティブについて紹介する。主なものについて、事業

図表6 健康企業宣言「エントリーから認定までの流れ」

健康企業宣言 STEP 1、エントリーから認定までの流れ



* http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

出典：協会けんぽ東京支部「健康企業宣言 Step 1 チェックシート兼リーフレット」

名称・運営主体・事業概要を図表7にまとめているので参照いただきたい。

図表7 各種インセンティブ

	項目	内容
1	事業名称	健康企業応援・ダイバーシティ推進保証制度(略称:健康DS保証)
	運営主体	東京信用保証協会
	概要	従業員の健康増進や、多様な人材が活躍するダイバーシティ経営の推進に取り組む企業は、信用保証料率の優遇(最大15%)が受けられる。
2	事業名称	健康優良企業サポートローン
	運営主体	西武信用金庫
	概要	「健康企業宣言」の「銀の認定証・金の認定証」を取得し、西武信用金庫の「事業診断」を受けた事業所は、事業融資金利の優遇が受けられる。
3	事業名称	みずほ健康アシスト
	運営主体	みずほ銀行
	概要	「健康企業宣言」にエントリーした事業所は、東京都中小企業制度融資「政策特別融資」を活用した資金調達の支援や外部専門機関による健康課題解決のサポートが受けられる。

筆者作成

5. まとめ

冒頭でも述べたように、健康経営は全国規模で広がってきている。特に、人材不足や人材確保に課題のある中小企業で大きな効果を発揮する取組みといえる。しかし、中小企業での健康経営の認知度はまだまだ高いとはいえない状況である。健康経営こそ中小企業に必要な取組みであるため、経営者にその必要性とメリットを伝えることができれば、普及・推進はいつそう進むものと思われる。

その役割を担う一人として挙げられるのが、「健康経営アドバイザー」である。つまり、今後の中小企業に対する健康経営の普及・推進には「健康経営アドバイザー」の活躍がカ

ギを握ってくるといえる。

最後に、健康経営をまだ知らない方、学ぼうと考えている方は、東京商工会議所が運営する「健康経営アドバイザー」の研修を受けることをお勧めしたい。有料であるが、体系的な知識が得られ、健康経営優良法人2018に準拠した内容であり、最新の知識を学べる研修となっている。

企業の経営を支援する診断士にとっては、健康経営の知識は企業支援にも大変生かせるものと考えられる。今回の特集をお読みいただき、「健康経営」や「健康経営アドバイザー」に興味を持っていただけたら幸いである。

江崎 泰将

(えざき やすまさ)

東京都出身。経営コンサルティング会社を経て、2016年に独立。2012年中小企業診断士登録。健康経営アドバイザーとしては、研修プログラムの作成や企業派遣、講演などにも携わる。

